

※この法令は廃止されています。

昭和十年大蔵省令第二号

昭和十年大蔵省令第二号（供託又ハ寄託セル四分利付仕貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ利札継足ニ関スル特別取扱規程）

供託又ハ寄託セル四分利付仕貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ利札継足ニ関スル特別取扱規程左ノ通定ム

第一条 法令ノ規定ニ依リ供託シ又ハ政府ニ対スル保証若ハ担保トシテ寄託セル四分利付仕貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ供託者又ハ寄託者ハ該公債ノ附属利札了シタル場合ニ於テ次期以降ノ利札ノ継足ヲ受クル為本令ノ定ムル所ニ依リ其ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ政府保管有価証券取扱規程第二条但書ノ規定ニ依リ保管スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二条 前条ノ請求ヲ為サムトスル者ハ第一号書式ノ利札継足特別取扱請求書二通及第二号書式ノ利札継足請求証券番号表二通ヲ供託局（供託事務ノ取扱ヲ為ス銀行ヲ含ム以下同シ）又ハ取扱官庁ニ提出スヘシ

第三条 供託局又ハ取扱官庁前条ノ請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ一通ニ承認ノ旨ヲ記入シ他ノ一通及利札継足請求証券番号表二通ト共ニ証券ヲ保管スル日本銀行（本支店、派出所又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ニ送付スヘシ

第四条 前条ノ請求書ノ送付ヲ受ケタル日本銀行ハ利札継足ニ必要ナル手續ヲ為スヘシ但シ左記各号ノ規定ニ準拠スルコトヲ要ス

一 四分利付仕貨公債ヲ保管スル代理店ハ其ノ保管証券ヲ所屬統轄店ニ送付シテ継足利札ノ貼附ヲ受クヘシ但シ台北、京城、大連代理店及其ノ管下代理店ニ在リテハ日本銀行本店ニ送付スルモノトス

二 第三回四分利付英貨公債ヲ保管スル日本銀行ハ其ノ証券附属ノ利札引換票（タロン）ヲ切離シ引換票ノ裏面ニ別途所定雛形ノ印ヲ押捺シテ之ヲ日本銀行本店ニ送付シ同店ヨリ継足利札ノ送付ヲ受ケタルトキハ証券ニ貼附スルモノトス

第五条 証券ヲ保管スル日本銀行ニ於テ利札継足ノ手續ヲ了シタルトキハ第三条ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル請求書ノ一通ニ其ノ旨ヲ記入シ之ヲ供託局又ハ取扱官庁ニ送付スヘシ

第六条 供託局又ハ取扱官庁前項ノ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ利札継足ノ手續ヲ了シタル旨ヲ請求者ニ通知スヘシ

第七条 本令ニ依リ利札継足特別取扱請求書ヲ供託局又ハ取扱官庁ニテ受付クルハ四分利付仕貨公債ニ付テハ昭和十年三月五日以後第三回四分利付英貨公債ニ付テハ同年六月一日以後トス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年八月二日大蔵省令第六九号） 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （令和元年五月七日財務省令第一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （令和二年二月二五日財務省令第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

4 この省令（前条ただし書に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 （令和五年六月三〇日財務省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

第二条

第一号書式〔第2条〕

注意
四
分
利
付
仏
貨
公
債
ト
第
三
回
四
分
利
付
英
貨
公
債
ト
ハ
別
紙
ト

利 札 繼 足 特 別 取 扱 請 求 書
年 月 日 供 託 番
寄 託 法 也 此 証 券 枚
何 公 債 合 額 面 磅

内 訳

券 面 種 類	枚 数

但シ証券番号ハ別紙利札繼足請求証券番号表ノ通

上記ノ 供 託 証券ニ対シ昭和 年 月 日 渡以降利札繼足方特別取扱相受度請求候也
寄 託 令和 年 月 日

住 所
氏 名

日本銀行（本店、支店、派出所又ハ代理店）宛

第二号書式

利札継足請求証券番号表
何 公 債

- 注意
- 一、四分利村公債公債上第三回四分利村英買公債下八別紙下スルコト
 - 二、証券券面種類別ニ番号順ニ記載スルコト
 - 三、枚数欄ニハ各行枚数ノ外券面種類別ニ合計枚数ヲ記載スルコト
 - 四、券面種類、番号及枚数ハアラビヤ数字ヲ以テ記載スルコト

券面種類	番号	枚数	備考	券面種類	番号	枚数	備考
	百 至				百 至		



體 徑